

校訂『永代諸事集金帳』

日比野 晃

はじめに

『永代諸事集金帳』は、愛知見犬山市魚屋町が所蔵するもので、一八五八年（安政五）から一九〇八年（明治四一）にわたる五十年間の、犬山祭執行に関する魚屋町の会計を中心とした記録である。

犬山祭は、『犬山里語記』によれば、一六三五年（寛永一二）から行われてきたものであり、『論叢』第五号所収、拙稿「校訂『犬山里語記』」参照）現在も毎年行われている。

なお、魚屋町には、この『永代諸事集金帳』の続編として、『永代諸事記録帳』（一九〇八年～一九四八年）、『永代記録帳』（一九四九年～一九七三年）が所蔵されている。

翻刻にあたり、出来るだけ原形をとどめることにつとめたが、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

- 一、適宜に句読点・並列点を付した。
- 一、漢字は新字体を用い、古字・略字は通行の字体に改めた。
- 一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。

一、宛字・借字は原本のままにして、その右横に（ ）をつけて訂した。

一、誤字と思われるものにはその右横に（ ）をつけて訂したが、明らかな誤字はことわりなく正した。

一、脱字や送り仮名の不足の箇所があるが、特に意味がとれない場合に（ ）をつけて補った以外は、原本のままとした。

一、解読できない文字は□または相当字数を□で示し、推定できるときはその右横に（ ）をつけて記した。

一、段落（改行）は校訂者の判断によって適宜に改変した。

但し、文の続き具合が不明瞭の場合は原形のままに配列した。

なお、本文の語句の注は、語句の右下に（ ）をつけて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。

本稿作成にあたって、解説については蓬左文庫の織茂三郎氏から御助力を頂き、注については魚屋町在住の佐橋利英氏の御協力を頂いた。ここに深く感謝する次第である。

戊 安政五年

永代諸事集金帳

午 十一月吉日

(表紙)

祭礼之分、定之事

一 役拔之輩、兩日⁽¹⁾に而五百文、若一不淨⁽²⁾に而きふく等相成、無抛輩ハ

五百文半限取立之事

一 山組不参⁽⁴⁾之⁽⁴⁾輩ハ百文取立候事

一 山崩不参之輩ハ五十文取立之事

一 明家之分ハ組・崩兩日、役拔等ハ此儀ニ不抱候

一 組・崩、後家之分ハ兩方ニ百文取立之事

定

一 町内一統、水金取集、祭礼勘定之節ニ、右其年当番方より取集、神

祭入用ニ致事

一 祭礼入用諸勘定相立、^(過カ)上之分ハ役前^(過カ)え預ケ置、後年^(元カ)至り

不銀等致候節ハ、前年^(夫カ)金を以勘定致、其上不足之有候ハ、家

並ニ割付勘定之事

一家売券分一、⁽⁵⁾達シ洩之砌、当番より取立之事、但シ正身売買老向ニ

付百文ツム之事

一家移リ、嫁入、元服、聳取

右四ヶ条之内、分限^(ニ)応シ立集之事

但シ定

上之分 金百疋

中之分 銀拾匁

下之分 同五匁

一 借家之分、家賃ニ唯シ半限取立之事

一 祭礼当日、綱引・楯取、日雇買入^(之)事

右之条、町内一統集合之上相定候事

毎年勘定之砌、役前立合吟味ニ致、不納之分ハ日限次第沙汰可致事

午年当番 庄右衛門・忠助・伊助・定兵衛・^(利カ)蔵・庄七

一 六貫文 大島太兵衛

一 四貫文 仲屋庄九郎

一 廿匁 嫁入分 ^(紙カ)屋松兵衛

一 拾五匁 山田氏

一 壹分 ^(元カ)九郎

一 五匁 松屋宗兵衛

一 三匁 此分ハ間違ニ御座候 新左衛門控清七

一 三匁 玉のや控 弥兵衛

但シ三百文

一六匁五分 宇八控

孫藏

一五匁 嫁入分

喜兵衛

一拾匁 嫁入 平助

銀八拾貳匁五分・錢十貫文

未年送り分

十一月七日

一銀五匁

生田屋平兵衛

嫁入祝儀水金、来未年迄利付借シ渡シ置候

十一月七日

一錢五百文

(守)万屋久四郎

兩日役抜料、是ハ留主ニ付、帰宅迄借延シ置候

一銀五匁

松屋はつ

右ハむこ入水金之処、無抛内済過候事ニ付、来未年迄差越シ相成候

未ノ年分

一拾匁

五兵衛

一四匁

扇屋

一三匁

幸太郎

一十匁

藤七

一三匁

助三郎

一五匁

代藏

（空白）

申八月

新規出来

一三百廿四文 鶴重

釘代・灯ちんかけ

一拾五匁四分 絹屋伝七

絹疋丈卷尺、傘用

一八匁四分 三井屋半七

◎五百文

傘ほこ・雨障子張替直し・丁ちん直し

廿三匁八分、八百廿四文

一廿四匁八分 黒田屋甚七

灯ちん代

西年分

（空白）

戌年分

八月

一拾匁 庄兵衛

元服祝

一壹貫五百文 嶋平

水金

一貳貫文 同人

分一

一壹貫貳百文 風呂や利助

水金

一壹貫六百文 同人

分一

一三百文 玉平

地代

拾匁、六貫六百文

亥八月

一 貳拾壹匁 甚右衛門

一 拾匁 同人 水金

一 金拾三匁 万屋庄七 元服祝

一 五匁 半七

一 貳匁五分 酒屋弥助

一 貳匁五分 応左衛門

一 五匁 伊右衛門

一 拾匁 玉平

一 壹貫文 風呂や利介 分一

一 拾匁 此貳口半げんの管故へ、貳朱三文取 水金

一 貳匁五分 梅治 水金

子年分

一 金壹分 水金 卯八

一 貳朱 山田や角治

一 五匁 忠助

一 拾匁 状介

一 貳朱 久四郎

一 七百元 弥兵衛

一 錢にて五貫六百元

一 三百文

丑年

一 八百文 平兵衛引受、清兵衛家 分一

一 五匁 秋田屋孫右衛門 水金

一 貳朱 桶屋藤兵衛 元服

一 壹貫六百元 半七 分一

一 三百文 玉平 地料

一 貳朱 住右衛門 揚金

寅年

一 壹分貳朱 玉平 地料

一 壹分 木屋治郎七 よめ取

卯年

一 八貫文 寅吉 分一

一 貳貫文 栄昌 分一

一 金貳朱 松蔵 元服

一 金壹歩貳朱 玉平 地料

辰年

一 金壹分貳朱 玉平 地料

一 金貳朱 三井屋半次郎 元服

一 九貫七百七拾貳文 庄九郎 跡家

一 壹貫貳百文 永助 跡家 杉下
 一 九貫八百文 藤八 跡家 土田氏
 一 貳貫五百文 勇吉 分一

巳年

一 壹分貳朱 玉のや 地料
 一 五匁 寅吉 水金
 一 五匁 宇兵衛 水金
 一 五匁 新六家 水金
 一 壹分 ひしや久四郎 水金
 一 貳朱 利介 水金
 一 三朱 うきのや五兵衛 水金
 一 五匁 平兵衛 水金
 一 壹分 土田様
 一 拾匁 同 かはんぬ^キ料
 一 貳朱 桶利家 水金
 一 壹貫五百文 孫右衛門家 分一
 一 五匁 同

午年

一 壹分貳朱 玉平 地料
 一 貳貫五百文 宇兵衛^ウ 分壹
 一 壹貫八百文 かし屋 分一

一 五匁 // 水金
 一 壹分 白清
 一 五匁 張清
 一 壹分 馬屋久四郎 水金

未年

一 五匁 由右衛門 水金
 一 拾匁 小沢氏 水金
 一 貳貫五百文 同 分壹
 一 壹分 半七 縁付金
 改拾匁
 一 拾匁 はり屋清七 右同断
 一 壹分貳朱 玉平より右同人地料
 一 五貫文 伊藤氏 家分壹
 一 拾匁 右同人 水金
 一 五貫五百文 横井氏 分一
 一 拾匁 右同人 水金
 一 四貫三百文 勝平 分壹
 一 拾匁 右同断 水金
 一 貳貫文 桶市 分壹
 一 五匁 右同人 水金
 一 貳朱 亀井氏 水金
 一 壹分 宇八 養子祝儀

未年分
一五匁 孫左衛門控

一拾匁 山田氏

一拾匁 土田氏

ノ (空白)

水金

番加番役抜分

右同断

申年

一貳貫三百文 民藏

一六貫五百文 森氏

一貳貫六百文 大橋

一六貫文 赤堀

一拾貫五百文 長谷川

一三貫八百文 おつる

一拾貫三百文 高田や清八

一貳朱 民藏

一拾貳匁 おつる

一貳分 瀬木

一貳朱 久七

一拾貳匁 大橋

一拾貳匁 赤堀

一匁分 長谷川

一匁分 万庄

ノ (空白)

地料

水金

水金

水金

水金

酉年

一拾五匁 田中屋

一拾五匁 万久

一拾五匁 岡本控新助

一匁分貳朱 玉のや

一三分 枝丁(町)孫左衛門控新助

水金

養子

水金

地料

分一

戌年

一拾匁 政左衛門

一六貫文 同人

一金匁分貳朱 玉平

甲戌明治七年

猩々(周心)緋幕考張

裏飛(周心)布、上うら河内木綿、金へり紐附、仕立出来

一金札四拾八匁也

名古屋伊藤店

茂七・栄八

当番 平藏・久七・治郎七・富藏・甚四郎・弥七

ノ 六人

亥年

一拾匁 定兵衛 養子水金
 一匁分 虎吉・利三郎 水金
 一五匁 又四郎 水金
 一貳匁五分 忠兵衛 水金
 一匁分貳朱 玉平 地料
 一廿四錢 勘十郎 分一
 一五匁 同人 水金
 一匁円五錢 茂平 分一
 一貳円五拾錢 戸久 分一
 一匁分 同人 水金
 一廿五匁 山田氏 例年出分
 五円四十五錢八厘

当番 尾関新右衛門・藤原吉兵衛・長谷川勇吉・吉野久七・玉野平

助・佐橋寅吉

六名

子年

一六拾五錢 服部市助 分一
 一拾貳錢五厘 同人 水金
 一貳拾八錢 太田勝成 分一
 一拾貳錢五厘 水金

一貳拾五錢 千歳様 水金

一貳拾五錢 平助 嫁入

一拾六錢六厘 黒田屋宮治郎 嫁入

一匁分貳朱 玉平 地料

一廿五匁 山田氏 例年

金貳円六十三錢七厘六毛

丑年

一三拾七錢五厘 玉のや平介 地料

一四拾壹錢六厘五毛 山田

一拾六錢六厘五毛 たゞみや谷平 嫁入水金

一拾貳錢五厘 方白屋清介 嫁入水金

一拾錢 杉村屋銀作 水金

一貳拾錢 敬一 水金

(空白)

寅年

一金三円 材木屋忠兵衛 分一

一〇老円二十五錢 田中屋定市 分一

一三拾七錢五厘 玉平 地料

(空白)

明治十二年
卯年
旧八月廿八日

一廿五錢也 万久 嫁入水金
 一拾六錢六厘五毛 江口鉄二郎 嫁入水金
 一拾六錢六厘五毛 入山忠兵衛 養子
 一拾六錢六厘五毛 尾関由右衛門 養子
 一貳拾五錢 枝岡忠兵衛 水金
 一十錢 佐々半兵衛 水金
 一貳拾五錢 小川式助 水金
 一十五錢五厘 沢木甚助 水金
 一十五錢五厘 天の喜四郎 水金
 一壹円三拾錢 沢木甚助 分一
 一壹円十五錢五厘 天の喜四郎 分一
 一壹円五十錢 小川式助 分一
 一三拾七錢五厘 玉平 地料
 一拾九錢也 伊藤平左衛門
 一四十卷錢六厘 山田氏

明治十三年辰旧八月一日

規約

一本年より改下山結社定、八才より社入致、廿五才迄相勤可申也
 附、若一差支候節ハ、下山入用割合差出し可申事
 一子供之儀ハ、八才より十四才迄下山入用半数之事

右之通、定約仕候也

明治十三年旧八月十日、一統集会

再規則

第壹ヶ条

一八才ヨリ廿五才迄、必山揚之事

但、廿才以上ハ、無余議差支等有之候節は、入費金差出可申事

第貳ヶ条

一手古諸入費は、町内ヨリ差出可申事

第三ヶ条

一手古入費金ハ、町内前集□加へ、出金之事

右之通、定約之事

明治十三年辰年

一六拾八錢 久原善助 分一
 一四拾錢 広瀬勝平 分一
 一廿五錢 伊東平四郎 嫁取
 一拾六錢六厘六毛 阿部忠介 嫁取
 一三十五錢 久原善助 水金
 一三十五錢 広瀬勝平 水金
 一三十七錢五厘 玉の平助 地代
 一廿五錢 山田 役拔

明治十三年

飛羅紗幕沓張

裏、飛(周カ)布

右鞆表黒奇印、文字縫、うら白張、金笹へり

一 代金拾沓円八拾錢也

名古屋、伊藤店

幸八

年行司 江口鉄二郎・中島秋作・鈴木伊兵衛・梅田忠兵衛・丹羽新

輔・江口徳二郎

帳箱有物

紺たひ沓足

遷座ニ付、のほり沓張

年行司 奥邨玉喜・小川代介・岡田弥兵衛・杉山松七・松山伊介

森(潤カ)造

十五年午年

一金三十七錢五厘

玉平

地料

一〃八十錢也

初年、二年ツ

(福田屋 前田)

二名分

明治十四年巳年

一 貳円三十七錢七厘

前田茂三郎 分一

一 沓円

奥村林八 分一

一 拾六錢六厘

前田茂三郎 水金

一 拾六錢六厘

田中松太郎 水金

一 十六錢六厘

大沢梅二郎 水金

一 八錢三厘

青井利八 嫁入

一 沓円貳拾錢

前田茂三郎・田中松三郎・大沢梅二郎分初年

一 三十七錢五厘

玉平納 地代

一 貳拾五錢

山田 役拔

〃 (空白)

一〃四十一錢六厘

(嫁入 吉兵衛 養子 甚兵衛)

一〃三円也

丹羽れい 分一

一〃沓円也

前田茂三郎 地料・分一、も平ノビ

一 貳拾五錢

山田 役拔

〃 (空白)

幹事 栗木平蔵・高島富蔵・小守治良七・高木甚四郎・尾関清造

三品増平

右六名

明治十六年未年

一金三拾七錢五厘

花山 地料

一貳拾九錢一厘

養子 宗四郎
松兵衛

一貳円拾錢也

花山泰道・河浦卯平・^(里カ)見新藏・杉野源兵衛

一貳円

水野新七・若尾和兵衛・野田惣太夫 〆七名
花山泰道 分一

一壹円七拾錢

若尾和兵衛 分一

一八拾錢

奧村八十七 分一

一貳拾五錢

山田 役拔

一壹円

小川代助 控家役拔

年行司 藤原吉兵衛・長谷川勇吉・広瀬勝平・河浦卯平・吉野久七

三輪松兵衛

〆六名

一金三拾三錢三厘

未年分 武藤栄・奥村文右衛門 水金

〆 (空白)

年行司 武藤栄・佐橋利三郎・青井利八・服部条四郎・斉藤喜兵衛

横井綾治郎

明治十八年西年分

一金壹円

太田屋 分一

一金五拾五錢

長谷川 分一

一金貳拾五錢

山田源次郎 役拔

一金八錢三厘

武内徳五郎 水金

一金五拾錢

小川代助より入ル

新十二月四日
一金九拾三錢

林錠次郎 分一

一金三拾七錢五厘

武藤栄 地料

年行司 大島庄七・阿部錠太郎・田中房太郎・水野六三郎

岩田銀七・天野鬼四郎

明治十七年申年

一金三拾七錢五厘

武藤 地料

一金廿五錢

山田 役拔

一金壹円

小川代助 控家役拔

一金八拾八錢

若尾茂平 分一

一金五拾錢

蟹江文左衛門 分一

一金七拾錢

佐々宗右衛門 分一

一金八錢三厘三毛

岡田弥平 聳入

明治十九年戌年分

一三拾七錢五厘

武藤 地料

一金壹円拾五錢也

藤原吉兵衛 分市 磯部友治郎入ル

一貳拾錢

山田源次郎 役拔分

一七拾八錢

長谷川勇吉殿ヨリ町内組持家賃ヲ入ル

年行司 小川新六・近江利平・田中桂作・塚本市之助・杉本鶴

田中半助

明治廿年亥八月朔日

一金三円也

下山

尻抱

一酒壺升 八才ヨリ廿五才迄、不参人名さし出ス之事

但シ、亥年中酒価ニテさし出ス

一金貳円三拾五銭

尾関浅治郎

分一

一金壹円三拾銭

玉置文右衛門

分一

一三拾貳銭

村主

分一

一三拾七銭

武藤

地料

一三拾七銭七厘

先聖寺

分一

一金壹円五拾銭

玉置文右衛門・尾関浅治郎・前島自道

柏子見兼治郎・石木治兵衛・梅田寅治

一三拾五銭

梅田忠兵衛

養子

一拾六銭六厘

鈴木松治郎

嫁入

一六拾九銭五厘

町内山蔵地所、入費出

内、九拾銭、長谷川勇吉ヨリ家貸受取(賃カ)

引残テ、貳拾銭〇五厘、廿一年旧八月朔日渡ス

年行司 大島庄七・伊藤平四郎・天野利右衛門・前田茂三郎

梅田寅二・石木治兵衛

明治廿一年八月朔日

一金參円也 下山へ尻抱

一酒壺升 八才より十四才迄

一酒貳升 十五才より廿五才迄

但シ、其年ノ中酒ノ価ニテ、下山へ差出之事

右ハ下山不出人名差シ出シノ事

此処ニ卷言書残ス

明治廿一年旧八月廿八日モ、意外ノ精天(晴)ニテ、先ツ早朝ヨリ我町諸

君モ針綱神社前ニ相ソロヒ、其レヨリ神前モシユビ能ク相済マシ、

其車山ヲ南向キニセントセシヨリ、手子ノ者、気心ヲ卷置ナシ、ハ

リワイシヨ(6)デ車山ヲノシ、南向キニ廻リタル処、車山ノ後輪シン木

折タルヨリ、サテ、警固并ニ下山ノ者ニ、且又、当番ニ至ル迄デ、

意外ノボケタニナリ、其ヨリ名栗町ニ明シン木ガアルヨシ、外人ヨ

リ聞及ビ、其レヨリ当番伊藤・小川之両氏ガ、ケツニホヲ掛ケテ、

名栗町エ相越シ、問ヒシ処、該名栗町ニハ明シン木ワ無之キ、因テ、

其レヨリ諸大工トモ相談致シ候処、他之卷人曰ク、是レタルヤ、我

レ亡父ヨリ聞及ブ義、如此之節ハ別ニ仮シン木ヲ造シ、其レヲ元シ

ン木ノ横ニ附シナバ、是レ第卷ノ早細工ト申スヨリ、我町人各モ、

其レニハ大サンセイニテ、其レヨリ直チニ大工同道シテ、材木屋善

六方エ参リ、卷ノ材木ヲ求メ、其レヲ車ニ乗セ、ヨイサノト鶺鴒

町ノ坂モ平地ノ如クニ、車モ人モ同クハシリ、午後二時ヨリ午後四

時頃マデニ、都合大工三名ニテ出成シ、其レヨリシン木ヲ附シ、直チニ外町ノ東山ノ後ヨリ、ヲヒヤトリヒヤリリデ、本町ノ角ヨリ新町ヲ通り、練屋町四ツ角エクルト、枝町ノ車山ガ出デ、通常ノ如ク相添ビ、其レドンチャカノ⁽⁸⁾デ余坂エ引返シシ処、サテ、余坂ノドンデンハ、余坂先ノ紺屋ノ表マデニテ、実ニ他町ニ対シヲトラザルニ因テ、町内人氏并ニ手子ノ者ノ、大イニタイヨリ大キナカホヲ成シ、実ニ目出度タキノ老義成リ

此時大工

町内 広瀬勝平・カシヤ丁 広瀬清次郎・ウカイ丁 与平

当番 青山伊助・尾関浅次郎・森潤蔵・伊藤きぬ代理伊藤平四郎

岡田弥平代理岡田増太郎・小川五郎三郎

右件ニ付、他町より御見舞ニ預り分、町名左ニ

- 一酒式升 鍛冶屋町より
 - 一酒式升 下本町より
 - 一酒式升 新町より
 - 一酒壹升 黒田^(黄カ)次郎より
- 右 (空白)

町内持家勘定記

一金六円三拾弍錢五厘

明治十九年八月より廿一年七月迄デ廿五ヶ月、但シ、老ケ月廿五錢三厘之家賃

内、長谷川勇吉ヨリ取換^()、左ニ

一六拾六錢	屋根板、三丸
一拾弍錢五厘	古戸、三本
一三錢	板持、とうす
一四錢五厘	針代
一式錢	同
一三錢五厘	竹、大小廿本
一老錢六厘	繩、少々
一老錢八厘	くぎ代
一老錢六厘	東口、戸ジマリ
一拾老錢	板、半束
一五厘	もん右衛門のうちかへ
八月十五日	内田金八、石工代
一拾五錢	弥助、車老車
一五錢五厘	敷、老丁
一拾四錢五厘	外ニ日雇老人
十六日	
一拾弍錢五厘	同
七月	
一拾弍錢五厘	同
八月四日	
一廿五錢	同
五日	
一廿五錢	クギ
廿年八月	
一式錢五厘	日雇老人
十九日	
一拾弍錢五厘	大工日雇
廿一年八月差扱	
一式錢四厘	せんまい板、百三十五枚
一拾弍錢六厘	当番代理塚原藤助へ残リ金分
廿一年度八月十五日	
一金六拾錢	

九月十七日

一金拾八錢

同

廿一年一月五日

一四拾錢

当番代理大島庄七へ残り金分

廿一年旧七月七日

一五拾錢

同

廿一年新九月廿二日

一金壹円廿錢

当番代理小川代助へ残り金分

計 金五円三拾六錢也

差引テ

改 九拾六錢五厘

右ハ十九年八月ヨリ廿一年七月迄デ之勘定差引相済シ

廿一年九月七日

一壹円十七錢

長谷川勇吉より入ル

一九拾六錢五厘

同人ヨリ殘金

此金、勘定(之)節、差出可濟候

当番 青山伊助・岡田増太郎・伊藤きぬ代人伊藤平四郎・住田浅次郎

森潤藏・小川五郎三郎

明治廿二年丑八月朔日

一金三円也 下山へ尻抱

一酒壹升 八才より十四才迄

一酒貳升 十五才より廿五才迄

但シ、其年ノ中酒ノ価而、下山(へ)差出ス事

右ハ下山不出人名差ス出シノ事

(左) 右、他町より見舞預り分、町名左ニ

一酒貳升 余坂町より

一酒貳升 下本町より

一酒貳升 新町より

一酒貳升 中本町より

当番 奥村文右衛門・玉置文右衛門・若尾銀治郎・中島秋作

中村半兵衛・小川五六郎

廿二年度分

一金八錢三厘 天野利右衛門 養子水金

一〃廿六錢 天野市九郎 初越、貳升代

右二件、帳編ニ付、後年(之)当番之為、之ヲ記ス

明治廿三年度中水金記

一金廿五錢 高木甚市 (聲) 聲入

一〃十六錢六厘 天野鬼四郎 〃

一〃十六錢六厘 田中房太郎 嫁入

一〃十六錢六厘 林政治郎 嫁入

一金三拾錢 林政治郎 初越、酒貳升代

一酒貳升 新町ノシン木見舞

廿三年度決算表

一金拾七円七拾七銭五厘五毛

内九円六拾八銭〇五毛入金ノ

差引テ、八円〇九銭五厘 日巻文之内ヨリ支払ス

規則改正之決定

廿三年度

一手子之支度之儀ハ、本年ヨリ町内等戸集銭ヲ以テ、新楽・本楽両

日共支払可致候事

但シ、綱引・御菜料共

廿二年度分

記載無之ニ付、是レニ記ス

一金 (空白) 一尺角カシノ木、二本、青山太助仕入

一〇四円七十二銭六厘 銭輪・角輪・釘代共、かじや源七仕入

一〇式円〇八銭 ヨギ、式本、材木屋喜平仕入

一金四拾銭 手子棒、カシ、式本、青山太助仕入

一〇三円四拾五銭 作料、十七人二分五厘 大工広瀬勝平小川友平へ払フ

一〇老円五十二銭 舟木屋へ木代払フ

是レヨリハ、半天・股引新調之分

一〇五円八十七銭 中本町絹伝仕入

内訳四円〇五銭 木綿、九反代

十五銭 エリ巾、六尺代

老円六十二銭 薄茶呉呂服、九尺代

一金七円七十四銭 半天・股引染代 下本町鎌太郎払ヒ

一〇拾八銭 綱割ノ羽織縫代 青井利八払ヒ

一〇九拾銭 同上 仕立代 メシ花野屋ニテ払フ

明治二十五年

一金八拾五銭 岩田銀七より買請 長谷川平馬 分一

一金老円九拾銭 武藤栄より買請 松山乙吉 分一

一金八拾七銭 長谷川平馬より買請 伊藤覚治 分一

一金老円七拾銭 布市より買請 塚原市ノ助 分一

一金老円九十五銭 住田浅治郎より買請 古池喜平治 分一

是マテハ、廿四年当番預ル 相済

一金三拾五銭 林鏡治郎より買請 青山円左衛門 分一

一金三拾銭 吉野たけより買請 宮田戈助 分一

一金老円四拾銭 玉置文右衛門より買請 前田兼十郎 分一

一金老円八十銭 松山乙吉より買請 林政治郎 分一

当番 広瀬勝平・中島喜代太郎・吉の久七・林政治郎・佐藤利太郎

石原善九郎

明治二十六年

入費

金三拾七円四拾六銭七厘五毛

内六円〇四銭七厘 売払物

〃 拾六銭六厘五毛 長谷川鞆太郎より、嫁入

合計 六円廿銭七厘五毛

引テ 三拾七円廿六銭 ダンワリニテ支払スル

当番 塚原市之助・斎藤喜兵衛・岩田銀七・玉田かき・藤原吉兵衛

田中房太郎

明治廿七年分

入費

一金七円貳拾七銭七厘五毛

内参円貳拾銭 三品増兵衛 分一

〃 拾六銭六厘五毛 玉田かき 智入水金

〃 七円四拾三銭 不参金

差引 金貳円四拾貳銭 但、日掛金ヨリ支払

当番 水野六三郎・大島庄七・伊藤寛治・天野鬼四郎・奥村七次郎

近江利平

明治廿八年分

諸入費

一金貳拾七円七拾三銭貳厘

金貳円五拾五銭 前集金

金壹円四拾七銭七厘五毛 不参金

金貳拾五銭 高木カト、智入金

金拾六銭六厘 藤原銀二郎、嫁取金

入金分 金九拾貳銭五厘 町内不用物品、売払金

差引 金拾六円四拾貳銭三厘五毛 不足

金貳拾五銭

高木カト智取金ハ、全ク徴収スヘキモノニ無之、依テ本人取返、戻ス

金拾六銭六厘 水野録三郎 嫁取金

総差引 金拾六円五拾銭七厘五毛 全ク不足

外金四拾七銭五厘 藤原銀二郎

(付箋)

金拾四銭

下山取払

但シ、トタンハリガネ代

改総差引 金拾七円〇六銭貳厘五毛 全ク不足分ニ当ル

当番 杉本テツ・梅田寅治・奥村栄二郎・田中権之祐・伊藤又市

伊藤平四郎

明治廿八年旧九月二日、町内総日待集会之節、御協議決定之要点、左ニ

一本町え、何人タリトモ、他方ヨリ移転シ来リタルモノハ、酒貳升、直チニ出酒スル事

一初警固・初当番ニ相当スルモノハ、各式升ツ、町内え出酒スル事
一廿八年度役員投票之決果、^(粘)左記之如シ

組長 梅田佐蔵 会計 大島庄七 衛生委員 天野鬼四郎

明治廿九年分

一金貳拾貳円四拾錢七厘五毛 諸入費

一金貳円四拾五錢 前集金

一金九拾三錢也 町内不用物品売払金

一金壹円廿壹錢八厘五毛 兩日不參金

一金貳拾五錢也 森潤造、嫁取水金

一金貳拾五錢也 高木与三郎、聾入水金

入金^(り)入金之分

計金五円〇九錢八厘五毛

差引 金拾七円參拾錢九厘

当番 前田茂三郎・伊藤きぬ・岡田増太郎・山崎ひさ・森潤蔵

古池善太郎

明治廿九年旧九月二日、町内通常総日待会に於て、協議決定之要項、左之如シ

第一項 中島喜代太郎及ビ古原善九郎ノ両家、宅地所買入部^(分)一金ハ、火災ヲ情察シテ、今回ニ限り特別ヲ以テ免除ニ決定ス

第二項 家屋、明家トナリタルトキハ、日壹文ハ其月ヨリ免除ス
第三項 新移住者之日壹文徵集金額ハ、組長ノ意見ヲ以テ定メ、等級変更の時機迄取立ツル事

第四項 当二十九年度に於ケル役員当選者、左記ノ如シ

組長 梅田佐蔵 会計 大島庄七 衛生委員 天野鬼四郎

明治三十年旧八月一日、役割集会之際、決議録

一上山へ酒肴料トシテ、毎年金七拾五錢宛給与スル事

但シ、支度料之外也

三拾年分

入金^(り)入費

一金六円五拾錢九厘也

内壹円四拾五錢 小川寅次郎 分一

内五拾錢 丹羽伊助 分一

内八拾八錢 初当番水金 但、小川新蔵・小島鏗太郎

差引 金參円六拾七錢九厘

但、日掛金ヨリ支払

三十年旧九月

組長 林政次郎 會計 大島庄七 衛生 天野鬼四郎
当番 小島隼太郎・小川新藏・若尾銀二郎・中島秋作・中村広太郎
三品増平

明治三十拾壹年

祭礼時期及附屬諸規則変更(記)

新四月一日、総集会上、協議決定ス

○祭礼ハ毎月旧八月廿七・八日之期ヲ廃シ、本年以後ハ毎年新四月廿七、八日ニ変更ス

○毎年、当番引継時期ハ、新四月廿八日〔本楽〕夜山車引付渡之事

○下山補助金三円仕出之事

○新五月一日ニハ総日待ヲナシ、諸役員ヲ改撰ス

三十一年四月廿八日夜、引請当番

三十二年四月廿三日ヨリ、親類死去ニ付、五名ニテ祭礼相済シ

岡本助八

梅田佐蔵

丹羽新助

柏子見兼次郎

三十二年死去ニ付、三月迄相働メ、右四月ヨリ佐々喜平殿ニかわり

栗木多つ 代孫平

奥村文右衛門

六名

一、日待初り五月四日、岡本助八宿相済申候

役員改 組長 田中権之助 會計 大島庄七 衛生 天野鬼四郎
三十二年五月四日

三十一年五月四日定

拾委員 小守仙太郎・尾関玉蔵・小川寅二郎・濟藤喜兵衛
青井理八・塚本市之助・若尾銀治郎・前田茂三郎
大島庄七・岡田増太郎

惣日待三十二年十一月十六日、梅田忠兵衛宿相済申候也

明治三十一年旧十一月十六日(夜力)

一金壹円四拾銭 山田清吉 分一

但シ、大島庄七殿

夫当番 預ケ申候也

三十式年四月廿九日

嫁入水金部

別一等 一金五十銭 大島徳次郎

上等分 一金貳拾五銭 小川寅治郎

一金貳拾五銭 小守仙太郎

一金貳拾五銭 吉野鉄治郎

金壹円廿五銭也

警固部

酒貳升 代五十銭 初 小川新藏

同貳升 代五十錢 同 小川兼治郎

初当番

一酒貳升 代五十錢 岡田助八

右ハ当年四月廿七、八日兩日、手子人足、富岡於買入、警固衆ヨリ
三石四、五斗なげ酒仕候

三十二年四月廿八日

一酒貳升 余坂町

此時、デコイシヨウカワリ候ニ付、遣ス

三十二年五月一日、新当番衆へ速ニ相渡候也

一金三拾貳円五十四錢六厘 祭礼入用

内金七円ト十八錢五厘 水金部 山組・崩及ヒ前集入金分

内廿四錢六厘 三十一年中、当番ニテ^(過カ)上金分

此茶碗五十人、買取手当テ有金

金廿四円ト十一錢六厘 日一文ヨリ

三十二年五月一日支払申候

五月一日
一金老円 町内入用茶碗、フタ付五十人前、丸山焼買

内金廿四錢六厘入有

金二十五錢四厘支払

三十一年十一月、天長節祭

此臨時祭ハ、病氣全快祝義トシテ、町内手子入費六円五十錢六厘
支払申候

三十三年五月二日、当番六名、組長及ヒ會計・衛生、立合之上、
引渡申候

明治三十三年五月二日引受当番

寺沢馬治郎・佐藤倉治郎・小守仙太郎・尾関玉蔵・高木与三郎

龜谷金次郎

五月二日、惣日待ノ節(卅貳年)、役員改撰、左ニ

組長 田中權之助 會計 大島庄七

委員十名 梅田佐藏・青井利八・若尾銀二郎・齊藤喜兵衛

藤原吉兵衛・田中房太郎・岡田増太郎・前田茂三郎

大島庄七・天野鬼四郎

旧八月廿八日

一金貳円貳拾四錢

^(マ)真木笠置 樫木力長

一金拾五錢

^(マ)駄賃 乘ル

一金貳拾九円六拾老錢五厘

唐子衣服及鈴廿八個・總四個
名古屋伊藤店番頭新七

御見舞

一御酒貳升 上本町組

一同 中本町組

一同 下本町組

一同 ^(釣)新調物アリ均合 名栗町組

一同 蘇登町組

一同 鍛冶屋町組

一同 練屋町組

一同 新調物アリ均合(釣)

新町組

一同 々々

枝町組

一同 々々

熊ノ町組

一同 々々

寺内町組

一同 但シ、金五拾銭在中余坂組

水金之部

一 御酒貳升 但シ、金五十銭 松山喜伝治 初警固

一 式十五銭 同 嫁入

一 金八拾銭 山田清吉 分一金

初当番

一 御酒貳升 但シ、金五十銭 寺沢馬四郎

一同 同 佐藤倉次郎

一同 同 高木与三郎

一同 同 亀谷金次郎

祭礼入用

一金九拾七円三拾銭貳厘 唐子衣服・真木笠置、悉皆委しくハ、

右日集金ヨリ支払済 勘定帳ニ明細也

明治三十三年度

五月一日、総集会ノ際、左之通決定ス

組長 大島鍵三郎 会計 丹羽新助 副組長 兼 衛生係 梅田佐蔵

委員 天野鬼四郎・田中権之助・前田茂三郎・岡田増太郎

若尾銀治郎・林政次郎・尾関清蔵・梅田佐蔵・小守仙太郎

丹羽新助

当年当番人名 酒貳升入初 松山喜伝治

広瀬勝平・中島喜代太郎・吉野鉄次郎

林政次郎・青井利八

水金収入記

一金五拾銭 古池善太郎

一金廿五銭 岡本鉞次郎

明治三十四年四月廿七、八日、御礼決算報告記

一金參拾四円四拾壹銭三厘 総支払金

一金八円六拾五銭 総収入金

差引不足 金廿五円七拾六銭三厘

右ハ月掛金ヨリ支出ス

自明治三十參年五月一日

至同三十四年四月三十日

満壹ケ年間、町内会計報告記

一金五拾銭四厘 前期繰越金

一金八拾壹円九十八銭三厘 当年総収入金

内金七拾五円四十五銭八厘 当年総支出金

差引、過金六円五十式錢五厘
右ハ次年度會計へ引渡ス

明治三十四年五月一日、総日待之際、左記之規約ヲ決定ス

(一) 組長之報酬ハ、尙ヶ年間金壹円五拾錢トシ、尙戸ニ付金參錢宛
徴集シテ、支給スル事

(二) 家屋及土地ノ町内ニ有ル者ヲ、他町村ノ人が買受ケタルトキハ、
分一金トシテ、登記申請ノ買受価格ノ百分ノ一ヲ、買受人ヨリ徴
集スル事

(三) 凡テ八歳ヨリ式拾五歳迄ノ青年ハ、必ズ下山へ出勤スル義務ア
ル事、但シ、已ムヲ得ザル為メ欠勤スル者ハ、下山祭礼入費ヲ等
分ニ負担スル事

(四) 下山へ初上リノ者、酒式升出シハ、明治卅四年以後廃止スル事
(五) 諸役員改撰ノ決果

組長 梅田佐藏 會計 林政治郎 副組長 天野鬼四郎
兼衛生係
評委員 田中権之祐・岡田増太郎・小守仙太郎・林政次郎
若尾銀次郎・青井利八・田中房太郎・塚原市之助
森潤藏・吉野鉄治郎

同上予備員 小川寅次郎・大島鍵三郎・天野鬼四郎

(六) 町内共有貸家ハ、本年八月三十日限ノ処、更ニ五ヶ年間延期之

筈、家賃ハ従前ノ通り、毎月金五十五錢宛徴集スル事
家根修膳費ハ青井利八ニ於テ負担スル事
町内之為入用之節ハ、何時ニテモ引上ル事ヲ可決ス

明治参拾五年四月、御祭礼決算報告

一金四拾九円 参 式拾式錢七厘 総支払高

一金六円四拾錢 総収入高

一金壹円式拾錢 高木増次郎 分一金

差引不足、金四拾壹円六拾式錢七厘

右ハ月掛金ヨリ支払之事

外ニ 右ハ月掛金ヨリ支払之事 高木増次郎 水金

一金拾式錢五厘 高木増次郎 水金

右当番 佐橋利太郎・塚原市之助・齊藤喜兵衛・武内秀枝
玉田鶴吉・藤原吉兵衛

自明治参拾四年五月

至同 参拾五年四月

満尙ヶ年間、町内會計報告ハ左記ノ如シ

収入金

一金六円五拾式錢五厘 前年度 操越金

一金八拾三円廿六錢五厘 月掛金 当年分

ノ合計八拾九円七拾九錢

支出金

総額七拾壹円九拾七錢四厘

収支差引過剰金

金拾七円八拾壹錢六厘

明治参拾五年五月二日、諸役員当選人名

組長 田中権之祐 五月三日辞任ニ付、組長事務ハ当番持トナル

副組長兼衛生係 梅田佐蔵 會計 丹羽新助

評議員 天野鬼四郎・林政次郎・前田茂三郎・岡田増太郎

小守仙太郎・田中房太郎・青井利八・大島鍵三郎

藤原吉兵衛・若尾銀次郎

五月五日、評議員会ニ於テ、左記ノ如ク決定ス

一 組長事務ハ当番持トス

明治三十六年四月、祭礼集金、左ノ如シ

一 初警固之部

酒式升宛 高木増太郎・小島捨次郎・伊藤岡次郎

一 初当番之部

酒式升宛 山田幸太郎・小川半

一 水金之部

金式拾五銭 広瀬錠太郎

一分金之部

金参円 岡田助八

卅六年中、幕・水引新調ニ付、他町ヨリ寄贈ノ祝儀酒、左記ニ録ス

一金壹円 新町組

一金五拾銭 枝町組

一 酒式升宛 上本町組・名栗町組・中本町組・外町組・下本町組

熊野町組・寺内町組・余坂組・鍛冶屋町組・練屋町組

一 酒壹升宛 堀尾宗六・藤原銀次郎

明治卅七年四月廿九日、総日待決議事項

一新移住者ハ、必ズ其際、町内一般ヲ廻礼スル事

一 当番組長ヲ廃シ、本年ヨリ組長ハ一般ヨリ当撰スル事

一 消防役員ハ、拾名委員ヘ托スル事

役員当選人名

組長 天野鬼四郎 副組長 岡田増太郎 會計 高木与三次郎

衛生係 山田幸太郎

拾名委員 林政次郎・若尾銀次郎・尾関玉蔵・小守仙太郎

大島鍵三郎・田中房太郎・丹羽新助・青井利八

田中権之祐・小川慎三

明治参拾七年四月、祭礼集金、左之如シ

一 初警固之部

酒式升 小川半

一 初当番之部

酒式升宛 高木増二郎・服部翹

一 町内へ見舞 金五拾銭 井口たま

一 当番役抜

金参円也 杉本てつ

青年、下山勤務年限延期之決議
三十八年四月一日、左記之通改正ス

青年ノ下山勤務之年限ハ廿七歳迄トス
但、三十九年四月一日、総協議之上、廿八才ヲ廿七才ト変更ス

明治三十八年、祭礼集金記

初当番

一六拾錢 小島捨次郎

一廿錢 竹内直彦 水金

一廿五錢 三品増平 同

一廿五錢 服部翹 同

右当番 前田茂三郎・岡田増太郎・佐々喜平・小島捨次郎・森潤蔵

小島鐙太郎

明治卅八年四月三十日、総集會之際、決定事項

第一 拾名委員撰挙之儀ハ、月掛金の等級ニ基キ、尅等ヨリ六等迄

ヲ吉級トシ、七等ヨリ以下ヲ式等^(級)トシ、各級ヨリ五名宛ヲ撰出

スル事

第三 祭礼ノ警固ハ、月掛金等級六等以上ノ人ニ割当テ、七等ヨリ

九等迄ヲ車附トシ、拾等以下ヲ提灯方トス

但、拾名委員ハ六等以下ト雖トモ、凡テ警固トス

第參 上山係ハ六名トス

第四 青井利八貸地ハ、卅九年四月迄延期据置之事

本年役員氏名

組長 大島鍵三郎 副組長 天野鬼四郎 衛生係 丹羽新助

會計係 高木与曾次郎

拾名委員 尅級 岡田増太郎・林政次郎・小守仙太郎・尾関清蔵

前田茂三郎

式級 藤原吉兵衛・田中房太郎・齊藤喜兵衛・玉田鶴吉

青井利八

卅八年五月一日、評議員會決議事項

第尅 月掛金之儀、出征軍人ハ、尅級ハ半額宛徴集シ、式級ハ免除

スル事

第三 空家ノ月掛金ハ、前住者徴集率ノ半額宛トス

卅九年五月一日、総日待之際、役員改撰之決果^(結)

組長 林政次郎 副組長 天野鬼四郎 會計 岡田増太郎

衛生 田中房太郎

評議員 小守治郎七・松山喜伝治・高木与三次郎・若尾銀次郎

小川慎三・大島鍵三郎・玉田鶴吉・前田茂三郎・尾関清造

青井利八

又同日、左記之件、決定ス

貸地決定

一 共有宅地千三百廿五番戸

右ハ卅九年五月ヨリ四拾四年四月迄満五ケ年間、貸地料年額、金拾

式円宛ノ割にて、青井利八へ貸附ノ儀ニ決定ス
但、數金トシテ金貳円納附濟

明治四拾年記事

祭礼日ハ、本年、犬山町ノ他ノ村落合併ノ決果、四月廿七、八日ヲ
操上ゲテ、四月十七日、十八日ノ両日ト變更ス

四拾年度祭礼収支表

支払金四拾七円九拾老錢五厘

入手金 (空白)

差引 (空白)

四月廿一日、町内総日待之際、役員撰定、当撰者、左ノ如シ

組長 林政次郎 副組長 天野鬼四郎 会計係 岡田増太郎

衛生係 田中房太郎

評議員 小川慎三・若尾銀次郎・青井利八・大島鍵三郎・玉田鶴吉

前田茂三郎・森潤藏・齊藤喜兵衛・小川半・丹羽新助

明治四拾老年四月八日大祭

一酒貳升 枝丁^(町) 下幕新調ニ付、祝儀

出 一酒貳升 外町 水引新調、祝儀

一酒貳升 本町 真木折レ痛ミ、見舞

入 一金八円 古池家 服部買受 分一

一金貳円五拾錢 小島家 井辰買受 分一

一金四拾六円拾八錢五厘 祭礼総費用

三月三日臨時祭ノ節

入 一ビール一ダース
一御酒貳升

(東京 石原毛登毛様ヨリ
田中や方内外保険会社社員ヨリ申請ル

右之通り御届候也

幹事 広瀬勝平・長谷川勇吉・高木与[□]郎・尾関玉蔵

松山喜伝治代 藤原吉兵衛・小守治郎七

注

(1) 祭礼の準備・執行・後片付は、当番になった者を中心として、町内の各戸から人が出て行うことになっていた。それに参加しないことを役抜。

これに関連した町内規則が、一八四一年（天保一二）に定められているので次に挙げる。（小守英太郎氏所蔵『造塔掛錢帳』にメモされている）

御祭礼ニ付、町内極メ之ヶ条

一、当番廻り口之節、札金式分出し候得は、車山組・崩又ハ車

山ニ付候役、年内無残り、除キニ相成候事

一、借屋者、当番廻り口之節ハ、其借屋之家賃ニ応し出し候事、

乍併、車山組・崩又ハ車山ニ付候役懸りハ相勤可申事

一、後家、当番廻り口ニ相成候節は、男たる者家内ニ有之候者

ハ、相勤候事、勿論、車山ニ付候役懸り何ニ不限相勤候事、

若し当番ぬけ度候節ハ、前頭之通、札金式分出し可申事

右ヶ条之趣、町代立合、町内中ニ統寄内を附、相極メ候事

天保十二年丑九月七日夜、決談

(2) 試案と本案の両日のことか。

(3) 忌服。衷に服すこと。

(4) 祭礼当日に巡行される車山は、平生は解体されて蔵に保存されている。したがって、祭礼に際して車山を組立てることを山組、解体して蔵に収納することを山崩という。

(5) 町内にある不動産を購入した者に対して、町内が課した取得税

的なもの。これは魚屋町のみでなく、名古屋中須賀町においても

町内規則で定めていた。それによると、一八一六年（文化一三）

当時は、売券金一両に対して銀二匁の割であったのが、一八四三年（天保一四）には、その半額の一匁の分に改正している。（富

田重助氏所蔵『定』及び『町内改規定帳』）

こうした分一に対して、愛知県は一八七五年（明治八）六月に、それを禁止する次の県令を出した。

従来、建家売買等之節、十分一金或ハ神祭入費杯ト唱へ、買請

人ヨリ該村町へ、若干金員為差出候陋習有之哉ニ相聞へ、自然

各自ノ権利ヲ妨害スルニ至リ、以之外之事ニ候、自今右様之弊

風於有之テハ、申請方ハ勿論、差出候者ト雖、屹度可及処分候事

右之趣、管内無洩触示者也

ところが、この県令は県内に十分滲透しなかったのか、魚屋町

では一九〇一年（明治三四）五月に、「家屋及土地ノ町内ニ有ル者

ヲ、他町村ノ人が買受ケタルトキハ、分一金トシテ、登記申請ノ

買受価格ノ百分ノ一ヲ、買受人ヨリ徴集スル事」との規約を決定

している。（本稿三十二頁参照）

(6) 掛声の擬声。

(7) 笛の音の擬声。

(8) 車山の前の梶棒二本を釣り上げて、車山の方向を変えること、またはそのまま進行すること。